

第11回議会のあり方等検討特別委員会議事概要

日時：平成21年4月14日（火）

午前10時から

場所：第1委員会室

【竹井委員長】 皆さん、こんにちは。

ちょっと時間が早いですがおそろいですので、きょうは第11回目の議会のあり方等検討特別委員会を開催させていただきます。3月に設置をしてちょうど約1年がたったところでございます。先日、三重県の改革フォーラムの中でも議会基本条例の話も随分話題になっておりまして、何かと参考になることに皆さんも感じられたことでしょうか。私自身もいろいろ参考になることがございました。また今後の会議の中でそういうところも含めて少しずつ進めさせていただこうというふうに考えております。まだまだ道半ばという感じですけども、議会基本条例、少しずつ形が見えてまいりまして、きょうは素案のほうも少し御提示をさせていただこうということも考えておりますので、また2時間程度の会議になろうかと思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、座ってやらさせていただきます。

それでは、事項書に基づきまして会議を進めさせていただきます。

まず、事項書第1点目、第10回特別委員会の議事概要及び決定事項の確認についてお諮りをいたします。

事務局より議事概要並びに決定事項について報告をいたさせます。

西川局長。

【西川事務局長】 それでは、第10回議会のあり方等検討特別委員会における決定事項について御説明させていただきます。

まず、説明に入ります前に、資料に誤りがございますので御訂正をお願いいたしたいと存じます。

検討資料の決定事項1に「第10回議会のあり方等検討特別委員会」とありますが、正しくは「第9回議会のあり方等検討特別委員会」でございますので、御訂正いただきたいと存じます。それから、同じく下記の記の2の議論における決定事項の①に「第9回」と

書いてございますが、これは第8回の特別委員会でございますので御訂正をお願いいたしたいと存じます。訂正いただく箇所はこの2つでございます。申しわけございませんでした。

それでは、説明に入らせていただきます。

まず第1点目でございますが、第9回の特別委員会における議事概要及び決定事項の確認でございます。

議事概要につきまして、委員からの意見等はございませんでしたので、議事概要は原案のとおり確定いたしております。

第2点目といたしましては、第8回の特別委員会において仮決定とされました会派の意義・目的のうち、議員の資質向上、政策協議及び意見の調整、議員の政策の実現の3点については決定事項とされました。

また、議会事務局に議会基本条例の骨子案の作成に着手させること及び本日の特別委員会の検討テーマを会派のあり方と会派構成と議会運営とすることが決定されております。

次に、本日第11回議会のあり方等検討特別委員会の日程調整。

そして、最後のその他といたしまして、前回特別委員会の論点のまとめを事前に配付すること、そして、第3点目といたしまして、3月定例会における特別委員会の中間報告の内容を委員長に一任すること。

以上が前回の特別委員会において決定された事項でございます。

以上でございます。

【竹井委員長】 ただいま事務局長より第10回議会のあり方等検討特別委員会で決定された事項について報告をいただきました。

この内容で御確認をお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 ありがとうございます。それでは、事項書1番目の第10回の議事概要及び決定事項についての確認は終わらせました。

議事概要の取り扱いにつきましては従来どおり、御一読の上、相違点等ございましたら議会事務局のほうへ申し出ていただくということになっておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

次に、前回、先ほどの決定事項において会派の意義・目的等ございまして、さまざまな御意見をちょうだいいたしました。内容につきましては、先ほど局長より前回の会派にお

ける議論についての御報告がございましたが、お手元に「第10回議会のあり方等検討特別委員会の主な論点」という資料を配付いたしております。これに基づいてもう一度内容の確認をすることも含めまして事務局から説明をいたさせますので、資料のほうをごらんの上、事務局のほうから御報告をいたさせます。

それでは、局長、お願いします。西川局長。

【西川事務局長】 去る2月26日に開催されました第10回議会のあり方等検討特別委員会の主な論点について御説明申し上げます。

提出資料「第10回議会のあり方等検討特別委員会の主な論点」をごらんいただきたいと存じます。

まず、1の主な論点についてでございますが、ここでは論点を大ざっぱにまとめてございますので、各委員の具体的な意見につきましては、資料4ページ中段以降に記載しております2、各委員の発言要旨をごらんいただきたいと存じます。

それでは、(1)の会派の意義・定義等について御説明申し上げます。

まず、先ほども説明させていただいたんですが、議員の資質の向上、それから、政策協議及び意見調整の促進、それから、議員の政策の実現という3項目については異論のなかったところでございます。これで、第8回の特別委員会で仮決定となりました4項目のうち、円滑な議会運営の1項目のみ仮決定のままとなっておりますところでございます。

また、会派の定義につきまして、人間関係を重視するという意見、さらには議員の意見や情報交換の場としてのよりどころであるとの今までの議論と少し異なった観点からの意見も出されております。

(2)の議員と会派の関係につきましては、会派は一定の方向性を持ちながらも緩やかなまとまりという位置づけであるとの意見が多数出されております。しかし、一方、会派としての意見の統一を重視すべきであるという意見も出されております。

(3)の会派の構成要件につきましては、多数の意見が出されたところでございます。会派構成要件の人数において意見に相違が生じております。その主な相違点といたしましては、会派構成要件を2名以上とすべきとの意見と現状どおり3名以上とするとの意見でございます。また、この意見の相違を埋める考え方といたしまして、議会運営にかかわることができる会派を交渉会派とし、その他の会派を一般会派とする意見も出されております。また、政党公認の議員については全国的な組織であることから2名であっても複数会派として会派の名前を名乗らせてほしいとの意見も出ております。

次に、(4)の議会運営及び政策提言における会派の役割について説明させていただきます。

議会運営においては会派が大きくかかわっているが、政策議論においても会派間の意見調整など会派の関与が必要であるという考え方につきましては異論がなかったということでございます。

具体的には、政策提言や議員提出議案に対する会派間の意見調整は必要で、そうした場を設けてはどうかという意見、それから、政策形成、合意形成を得るための議員間討議を会派間、本会議、常任委員会などでも行い、議会としての意見調整、意思統一を行うことが必要との意見も出されております。

それから、最後、(5)のその他といたしましては、全員協議会の位置づけの見直しを行い、議員間の討議の場、あるいは勉強する場としてはどうかという意見、あるいは別に場を設けてはどうかという意見もございました。それから、もう一つ、改革を行うからには過去の既得権と新たな制度との間で妥協点を見出すべきとの意見も出されております。

以上が議論の要点、あるいは議論の方向性でございます。

2の各委員の発言要旨につきましては、ここでは説明を省略させていただきたいと存じます。

説明は以上で終わります。

【竹井委員長】 ただいま事務局より、前回第10回の、会派の論議をただいま進めておりますが、主な論点について事務局のほうでまとめてもらった内容というふうに、第三者的に皆様の御発言を受けて整理をしたものが今の内容でございます。少しこの中からいろいろ出ているのが、会派内での意思の形成や会派間での意思の形成、また、それと、最後にやった、それを飛び越えた中での今度は全員協議会のあり方というところで、要するに意思の形成のあり方が何点か議論が今されてきているというところ。

それから、議会運営上が今残っているというふうにはなっておりますが、会派の構成要件についても今のところまだ正式な方向性は見出していないというところだろうと思います。県は1人会派からというところは、多分ここについては非常に難しいのではないかなというふうには考えておりますが、2とか3とかという問題、それから、会派としての構成要件というものと議会運営における会派の構成要件というものを整理したらどうかという意見もありますし、旧来型でいいのではないか、3人でいいのではないかという意見もたしかあったと思います。そういうのも含めてある程度会派の役割や議会運営にかかわる

機能というものについてはいろんな御意見をちょうだいした中で少し方向性としては見えてきているのではないかなと。

残るのは、確かに今事務局からは議会運営との関係というふうになっておりますけれども、議会運営にも2種類あると思います。1つは、議会運営委員会という一番議会の運営をつかさどるところと会派との関係、それから、もう一つ、人事的な議論を行う代表者会議との関係、そして、皆さんから多く意見をいただいております政策を協議する段階での議員間の議論の場としての会派のあり方、3つが今テーマに挙がっています。そうすると、会派の要件をある程度今後決めていかないと、会派とさまざまなものとのかかわり合いがどうしても交通整理がしづらいというふうに考えておまして、きょうの議論でそこを詰めるかなとも思っていたんですけど、一気にそこまで行くのもなかなか難しいかなというふうな委員長としての見解も持っております。

ただ、条例をつくる上で御理解願いたいのは、従来発展系では余り意味がないのではないかなと。この前の県のフォーラムでもありましたけれども、亀山らしい性格を持って新しいものをきっちり入れていかないと、従来の申し合わせや要覧みたいなものをそのまま反映しても何にも変化点がないという意味では何かもう一つインパクトのあるものも必要かなというふうな考えも持っております、そこら辺で、特に会派と議会運営、代表者会議はよろしいので、議運との関係、例えば、2名会派にした場合、前回、乱立した場合できないんじゃないかというお声もあったし、定義が要りますので、これ、会派の定義をつくらなきゃあきませんので、どんな定義になるんだと。3という定義をつくるときに、複数だと2から複数ですので、3という数字をもって複数と言えるのかどうかと。素案のところでも多分この辺の議論がもう一回かかわってくるということも考えられますので、もう一度皆さんのほうの忌憚のない意見として、何で3なのか、何で2なのか、1はないというふうに今のところ、複数ではありませんでね、1は。おのずとほうっておけば1人会派というふうにはないというふうに思いますけれども、「複数」という表現を使わざるを得ないと、条例上。それとか、お互いが政策形成や何らかの形で志を有する者とか、どうしてもイメージが複数になってしまうと、会派というものが。そういう考え方でいいのかどうか、人数は別にしまして、表現上会派というものは。表現上はどうしてもそこに、各条例を見てもそう書かざるを得ないと。そうしないと会派の書きようがないんですよ。やっぱり集団だから会派というふうな、同じ意思を持っているとか、同じ政策的なつながりがあるとか、お互いが共有するものを持っているとかって、どうしてもそういうふう

なるので、一度皆様のほうの会派として、それは複数、どういう表現を持つんだと、何かお考えがあれば。

どうしても委員長としてはこの後素案を提出した後、会派という定義をつくるときにどうしてもその「複数」という文言を入れざるを得ないというか、それを外したときにどんな表現になるんだと。要するに、会派の性格ですね。それは構成のことです。役割とか機能ではなくて構成要件として会派とはどうなんだろう。たまたま亀山市は構成要件は3名という数字を持っておりますけど、3名以上というふうにどの条例を見ても書き込まれていないんです。やっぱり複数とか同じ志を持つ議員同士とか、そんな表現をとらざるを得ないかなというふうな考え方を持っておりますが、一度皆さんのほうで会派という定義をつくる上でお考えがあれば。前回も3とか2とかって話もそういう数字の話ではなくて、やっぱり複数ということでもいいのかどうか、もっと違う定義を、こんな定義があるぞというふうなことになるのか、もし御意見があれば伺っておきたいなと。

水野委員。

【水野委員】 その前に、前回の構成要件で発言された人がどういうイメージなのか聞きたいんだけど、交渉会派と一般会派というのはどういうイメージなのかな。交渉会派とは具体的にどういうことをいうのかね。

【竹井委員長】 今、水野委員から交渉会派と一般会派、県のほうの考え方みたいな感じも持っているんですけど、議会運営委員会に関与する会派、参加できる会派。今は3名以上しかありませんから、例えばそれを2でつくった場合、そこが関与するのかどうか、参加できるのかどうか。ですから、森委員からも前回言われて、例えば2名になって、幾つもなった場合は別ですけども、例えば1個2個であった場合に、その人を議運の委員として出すのかどうかという意味です。だから、出せる会派を3名以上にすれば、そこは交渉会派だと。要するに議会の運営上の交渉会派。代表者会議も、じゃ、その人が出ると。2の場合は委員外委員として意見は、委員外委員長制度がありますので、今でも委員外委員があるわけですから、議運でつくってありますので、そういうイメージです。

だから、実際に今の3名を担保するということが、3名の持つ役割は担保しながら、でも、会派はやっぱり表現でどうしても複数とか志を有する者となると何で3なのという説明を我々議会がしなきゃいけないと、市民に対してね。何で複数というは3なのという説明をする上に知恵を絞っていただかなきゃならないという問題が1つです。ただし、既得権を皆さん結構おっしゃっていると、そういう意味です。

水野委員。

【水野委員】　すると、一般会派というのはただ一般会派というだけのことであって、運営上現在の亀山市議会とは変わってこないということやな。そういう意味やね、交渉会派と。

【竹井委員長】　これは政務調査費でも話をさせていただきましたけれども、今の政務調査費の条例は会派に支給をするというふうになっております。それで、たまたま今の亀山市議会の事務局の考えは、共産党議員団は2人で2名分支給をするという形をとっております。ここは私は異論がありまして、やはりそこは2人会派とすることによって会派に支給すると。だから、2人で自由に使えるんだと。議会の事務局のほうは違う見解を持っておりますけど、私は政務調査費上はやはりきっちり会派を認定した上で政務調査費上の会派を持つべきだと。

それと、もう一点あるとすると質問時間の関係ですね。2人会派ですと20分で40分とれますので、10分、30分も可能だし、今は20分、20分しか使えない。だから、例えばそういう2人の調整もできるというふうに考えれば若干2人の優位性は持てるかなという意味もあって、そういう制度上若干私個人として議長時代も不備があるんじゃないかと指摘した部分です。要するに政務調査費上における会派という問題。それと、さっき言った20分です。

どうぞ、水野委員。

【水野委員】　今1人がみえますやん、議会内で。それは会派といわんわね。いうのかな、やっぱり。2人みえますやん。

【竹井委員長】　会派の定義をつくってもらおうと、条例上ね。どうしても要りますので、「会派とは」となりますから。その上で会派とは何なんだとなりますね。大体どの条例を見ても、例えば同じ志を有するとか、同じ政策方向を持つ、多分議員の固まりになっていると思うんですね、表現上は。ある意味議員の固まりなんだと。となると、1は非常に難しい。県は1にしておりますけど、皆さんの御意見をちょうだいすると1人会派は今の状況だと難しいかなと。ただ、表現上どうしても複数だとか議員同士みたいな表現を置かざるを得ないときに何で2はだめなのということになるんじゃないかなというのも懸念があって、一度会派の定義として、それは複数なの、固まりなのというふうに。1人でええというそれは1人会派も認めることになるので、1人会派が嫌だとなると複数とか志を有する集団とかがってなってしまうと。そうすると、それが3という定義をつくってもらわ

なきゃならないと、現状ですとね、今は3人ですから。3という定義をどう起こすのかということから考えると、非常に3という定義を起こすのは厳しいかなと。何で3なんだということになるとね。

会派ですので議会運営と全く切り離してほしいんです。会派という固まりの話をしている。そこと今度議会運営はどういう会派が議会運営をするんだと。要するに整理をしよう。会派イコール議会運営になっていますよね、今は。会派じゃないと議会運営は参加できないんじゃないかと、会派は会派、議会運営は議会運営としてどういう形態今後とっていくのかと、ちょっと仕分けて議論してほしいなということなんです。

要するに表現上の問題がどうしても係ってくるので、相当会派の定義をきっちり亀山市議会としてうたい込まないと、3という表現をとるためのうたい込みができるのなら皆さんの意見が3ならそれは3でしょうがないし、ただ、会派という定義と議会運営を分ければ可能性はあるのかな、複数という表現でも乗り切れるかなと。

これはあくまでも私の見解ですので、政務調査費上の問題が1つ絡んでいる、それから、表現上でどうしても複数とかとらざるを得ないので、そのときに複数イコール3なんだという定義を皆さんのほうで考えてもらわなあかん、現状でやるとすると。それは議会運営上の話ですよ、3という話はね。発言、それから議運、代表者会議、議会を運営する上での会派は3なんだということで、でも、議会の中の会派は政務調査費上からいくと1人会派も認めないと本来はおかしくなるわけですよ、会派に支給だから。そういうことでの説明をしました。

【水野委員】 政務調査費を言っておかしいですけども、今の1人は会派と見ているのかな。政務調査費の支給の条例というのはどうなっておる。県は1人会派ですよ、県はね。だけど、今、現に2人みえますやん、共産党さんは別としてね。それは、1人、個人に政務調査費を交付しておるんだから、それは会派と呼ばん。この条例における会派とは言わんわね。

【竹井委員長】 議論を少し整理もしたいものですから、暫時休憩という格好でまず政務調査費の関係だけ説明を。

————— 暫時休憩 —————

(西川事務局長 政務調査費の説明)

【竹井委員長】 じゃ、休憩を解きますので、よろしくお願いします。

先ほど水野委員からもいろいろ会派のこと、運営のことを聞かれましたが、あくまでも私がずっと述べているのは、条例上どうしても載せざるを得ない文言から考えていくと、会派という1つの定義と、それから、議会運営という中における会派の役割と条件というものと、うまく2つつくることによって少し交通整理ができるのではないかなということだけ、このとおりにしてくれという意味じゃありませんので、もう一度、会派の決め事というんですか、条例上で言う会派という問題と、それから、あと、また条例でどんどんいくと議会運営というのが出てきますので、ここにおける会派の要件というものと、2つに分ければ少しやりやすいのかなということは今話させてもらっております。

この意見の是非じゃなくて、皆さんの御意見がまたあれば。前回の議論もいろいろちょうだいいたしましたので、また今のような意見も受けていま一度もし御意見があればちょうだいをしておきたいなど、表現上のです。

鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】 委員長のお話ですと、会派の定義をつくらにゃいかんと。その中で的人数、複数なのか固まりなのかって。結論から言いますと、私は会派の定義の中的人数に関しては複数で2名も認めると。2名から会派とする。現実的に2つの党さんがきっちり選挙というものを通して2名ずつおられると。そういう意味からすれば、そのほうがすっきりするとか、きっちりとした政党として、会派として認めて、もちろん、具体的な議運の人数をどういう案分にするとか、それじゃ代表者会議はどうなるんだとか、そういう問題は別として、考え方として複数、2名以上というのが議論を進める意味でも1つ提案をさせていただきたいと思います。

【竹井委員長】 多分2か3かというようなことはぶつかってきますので、今、鈴木委員からもそういう御意見をいただきましたけど、一度これについては、前回も言いましたけれども、政務調査費ができた段階、今の運用、それから、議会運営との関係、もう少しこちらでも整理をしようと思っておりますが、これも会派の中で皆さんの忌憚ない意見交換を一度してほしいなと思ってるんです。私たちの頭の中がこれまでの会派運営にずっとつかり切っているものですから、市民に向けて会派というのをどう表現していこうかということも悩んでいます。議会内運営は、それこそ会派で集まればルールが自己ルールでこれは全部やれますので、それは自己ルールですから、ただ、市民に説明する上でどんな説明の仕方が一番わかりやすいかなと。そのことによって理解をしてもらう、会派ってそういう

意味なんだというふうにわかっていただけの、そこが今悩みつつあるところです。

どうぞ、鈴木委員。

【鈴木委員】 先ほどの発言に追加なんですけれども、市民からわかりやすいという意味においても複数、2名以上というのが選択肢の中ではベターであるという認識を私は持っています。

【竹井委員長】 水野委員さん。

【水野委員】 市民に向けてわかりやすいつて、確かにそうなんだけど、2名でよくて3名でいかんと、そういういわゆるデメリット論というのはあんまりないと僕は思うんやな。例えばさっきも、交渉会派とか、そういう話が出たけれども、そういうものを緩めらるっておかしいけれども、例えば2名会派で議運にも出られる、代表者会議も出られるというふうにするということであれば、実際に運営にタッチをするということになりますわな。だから、それ以外で特に、会派があるからないからを、差別を受けているということはないわね、実態的には。だから、会派が2名であるからメリットがあるとかないとかいうのは、議会運営上の代表権の問題とか、代表として出席できるかどうかということだけぐらいしかないと僕は思うんだけど、そのほかはありますか、何か。

【竹井委員長】 どうぞ、服部委員。

【服部副委員長】 当事者から言うと、この間池田委員も言われたように、政党名でもって、いわゆる広報であるとか、いろんなところに出ない。例えば新聞の報道でも会派に属さない議員という形で書かれるし、それから、池田さんのところは今、便宜上というのか、2人では無理なので緑風会に入って緑風会という名前になっている。公明党って出ないわけやね。だけれども、政党を名乗っておる人間としてはやはり、公明党であり日本共産党でありということで立候補した以上、そういう書き方をしてほしいわけやわね。ところが、現実、今の亀山市のルールでいくとそれができないと。そういう意味では私らからすると非常に大きな問題を持っているということは1つあるんですわ。

それから、もう一つは、2人いても結局融通のし合いができない、質問時間。例えば、会派なら1人やめれば1人で40分できるし、場合によっては10分、30分という割り振りもできる。ところが、あくまでも一人一人に対して質問時間が決められているために、これは全くやめたらゼロか20やね。どちらかしかとれないと。だから、1人が30分になったり10分になったりということはあるわけやね。

だから、そういう意味でいくと、2人おってグループであるにもかかわらずそういう調

整ができないとか、だから、もうちょっと臨機応変に、例えば、議案質疑も10分しかないので、2人分を合わせたら20分議案質疑ができる、そうすると、もっと充実した議案質疑が1人でできるとか、そういう面での動き方ができないとか、そういう面での私を感じているいわゆるデメリットというのがあります。

【竹井委員長】　　今の水野委員のお言葉をかりると、質問時間会派割り当て制をとったときに、1人は平等なんですよ。じゃ、一緒じゃないかという議論になったと思うんですよ。何で会派に属さない議員だけ下げるんだ、それは一緒にすべきだという議論になった。

ただ、私がああとき言ったのは、会派制の持つ価値というのは、そこで40分とれると、だれかやめればね。そういう融通ができるところに会派制のメリットは持ったんだと。だから、全部20分でいいんだと私はああとき主張したの。たまたま15分になってようやく何年かかって今度一本になりました。だから、そういう意味で差別化はないんですけども、会派の持つメリットとしては融通がきく。

さらにもう一個あると、3になれば、今の段階だと3あれば議会運営にもタッチできると、これは非常なメリットを持っていると。極端に言えば2名会派が10人になっても残りの12名で3名をつくっていたら12名で決めるわけですよ、仮に今のやり方をすればね。だから、やっぱり会派制は非常に大きな役目も持っているし、会派制というのは非常な権限と役割を持たせているんだとは私は思います。だから、議会運営における会派の役割というのと、会派自身、会派そのものをどういう定義にするのかと、私は分けて議論をしていただきたいなど。そうしないと、やっぱり3しか答えは出ないのと同時に、動かなくなってしまうというか、会派とは何なのとという議論がある、それから、議会運営と会派の関係は、今後議論が残っていますが、どういう関係を持ってくるんだと。

だから、2名会派が5個あれば全員代表者を出してやるのかとか、それはちょっと難しいんじゃないのか、それは議会運営上の話ですよ、仮に例えば2になった場合。3になった場合って、3は今経験していますので、何も問題がないわけですので、それは次のステップの議論にして、会派をどういう形で定義して、複数とか固まりとしか書きようがないのでね、会派というのは。それでなかったら書けないですよ、会派の条例が。会派ですから、個人ではないので、ここはどうしてもそこにおち当たってくるので、多分この議論は今ここでお願いしてもさまざま、さっき水野委員がおっしゃったような疑問点があったりとか出てくるので、いま一度きょうは深い議論をするよりも少しこういうものの

定義を。

水野委員、どうぞ。

【水野委員】 例え三重県議会基本条例を見ると、会派を持つことができるという程度なんですよ。だから、基本条例の中に、何名以上とか、そんなものを書くのかどうかということだと思えます。ただ、論議はいいけれども、実態的に会派を持つ人が出る。それで、会派とは何かといったらまた別に申し合わせか何かあるんだと思えますよ、県の場合はですよ、そうしないと県の基本条例と合うてきませんので。それが1つと。

もう一つは、今の亀山市議会というのは、言うたら会派が3つあって無会派さんがみえる、4人であるということなだけで、今の時点の会派構成を見きわめて要領をつくるのかというと、僕はそうではないと。全然会派を持つことができるということではなくてもいいということだから会派なしという場合も想定せないかと思うので。なしは別として、だから、今の状態の中で基本条例に会派とはどういう位置づけをするのかという論議と、将来を見越してどうなるんだろうというようなものも含めて論議すべきじゃないかと僕は思う。そういう意味では、会派が何名以上が適切かというものはあえて基本条例にうたわずに会派を持つことができる程度でおさめておいたほうがいいというふうには、先走って物を言っていますけれども、そう僕は思っています。

【竹井委員長】 今の水野委員の意見に反論するわけじゃないんですけど、この資料で、県は1人会派を認めている、だから、結成するって、1人でも会派なんです、極点に言えば。だから、1人会派だから何でも書けるということ。多分亀山市は2か3になると。今だと3。そうすると、どうしても書かざるを得ない、何らかの表現を。結成することができるのやったらできなくてもいいのではないか。何で無会派は何にも権利がないんだという議論になってきますよ、多分会派に属さない人は。

だから、自前の権利を擁護しようとするれば何らかのきちっとしたものを書いておかないと、3名だって参加できない、1人でも参加できるということになるので、私は委員長としての意見じゃなくて皆さんの意見を集約すると、3名のまんまでいきたいと思えばきちりうたい、そういうのがわかるような条例のニュアンスをつくっておかないと、何で会派に属さない議員は参加できないんだということになってきますよ、いろんなものにね。

だから、県は1人会派を認めていて、さらに、3名以上の会派とか、代表質疑ができるのは何名以上だとか、そこは申し合わせの中でルール化されているからやっているんだろうと。だから、そこまで突っ込んだ議論をしようとしてもどうしても人数の問題は最後に

言ってしまうと。申し合わせかどこかの中にどうしてもそのことが入ってくるので、条例上表現をしなくても最後は入ってくる。だから、やっぱりどこかで何か押さえが要るなど。

いい意見を今皆さんにもらっていますが、将来的なこともありますし、それから、表現をどうするのかという問題も出てくるし、それから、政務調査費との会派の関係も少し議論していく必要もあるし、それから、これまで我々亀山市議会はずっと3名以上でやってきたという、既得権と言うと表現はきつい、変な言い方ですけど、そういうルール下でやってきた経緯も、これは評価をしなければならないと思いますし、さまざまなことがあるんじゃないかな。

池田委員、どうぞ。

【池田委員】 一番会派の定義の中でわかりやすいという観点から見ていったときに、複数という形が一番理解しやすいし、わかりやすいのではないかなというふうに思います。

ただ、メリット、デメリットという考え方になっていくと、ここにある交渉会派的な何かをつけていくと難しいかなというのは懸念するところなんです。

もう一つ、3名以上にもしめていく場合は、例えば常任委員会数を超える人数を会派とするとか、今、超えるというふうのを書くのかどうかわからないんですが、常任委員会が3つある、そうすると、3つを超えるというのか同じととらえるのかはわからないんですけど、常任委員会数を会派とするとか、常任委員会数を超える人数を会派とするとすれば3名の定義は理屈として合うかなと。

だから、例えば常任委員会が2つに減ったとか4つになったとかってなってくる変動は出てくるかと思いますが、今の理屈として常任委員会数以上を会派とするとかという部分になると、何も2名でなくても3名でも4名でもという形の理屈が常任委員会という定義を持てば人数的に変動ができていくかなというように思いますけどね。

【竹井委員長】 どうぞ、鈴木委員。

【鈴木委員】 今の常任委員会の数と会派の定数の話なんですけれども、前回の前田委員からその意見を聞いたとき、そうかなという思いもしたんですけども、よく考えてみますと、常任委員会の数と定数云々というのは何の根拠といたしますか、ないと思うんですね。仮に常任委員会が非常にふえても、4つ、5つになったら、それじゃ、それに合わせてやるかといったらちょっと非現実的ですし、あるいは少数の会派でも、その常任委員会のスペシャリストというか、専門性を持った方が十分機能するという場合も出てくると。そういう意味では、常任委員会の数と会派の定数というのは、そこで整合を図るというの

はちょっと違う論点だというような気がしています。

【竹井委員長】 今、定義まで作りませんので。いろんな意見をちょうだいせなあかんなということですので。

はっきりしているのは3なんですよ、まず会派の定義は。間違いなくはっきり3なんです。ただ、県の問題とか、これから会派の定義を、しつこいですけど、入れ込むときに、3という表現を何とか入れ込むのか、将来を見越して。他市でも2というところもありますので、その辺は、今度は政務調査費との関係、さらに、2名会派をつくることによってもうちょっと、無会派でおるよりはメリットが生まれてくるので、そういう便宜を、じゃ、3人の会派からでも図ってあげようかと。全く1人よりはちょっと違いますねと。かといって3人じゃないから少しデメリットもあるよというふうなことも1つの方向だろうし、あくまでも3で考えていくと話とはまってしまいますので、やっぱりいつまでも3ではない、例えば2人になるケースもあり得ますので、多くの議員が自由に活動できて、そして、さらにその活動の幅というものを3名だけが享受するのではなくて、2名をつくることで若干そこも享受できるとか、その辺も含めていろいろまた会派の中で議論をしていただきたいというふうに考えています。

きょうはちょっと問題提起で、条例上会派をつくることができると水野委員からもおっしゃいましたけど、その場合にはまた別の問題も出てくるし、いろんな表現の仕方があろうかと思えますし、それぞれ過去のずっと築いてきた3名という枠も尊重したいというお声も十分わかっておりますので、一度各会派で少し、メリット、デメリットというよりも、まず会派はどうやって整理をしていこうか。それと、今、議会運営と会派はどんな関係になっているんだろうか。

以前、無会派の方が随分多かったときにいろんな申し出がたしかありました。あれをせい、これをせいと、私もよく覚えています。もういらっしやらないのでいいと思うけど、会派から入られたらまた少し会派に属さない議員への縛りがちょっときつくなったような感じもしたし、だから、会派に属さない議員が多くなるとそこはその声が増えるんです。それならやっぱりある程度整理しておいてあげたほうが、全く1人であることは本当の1つですから、ただ、2、3と。

少し皆さんでもお知恵を絞っていただいて、どんな着地点があるのか、だから、分けてぜひ御議論願うとありがたいな。多分この議論でいつまで続けてもまた会派の御意見もたっぷりあると思いますので、次の機会に向けて、今、多くの委員の方からいろんな御意見

をちょうだいいたしましたので、少し皆様のほうでも会派へ持ち帰っていただいて、会派とは何かという議論をいま一度お願いできないかなと考えておりますが、いかがですかね。

服部副委員長。

【服部副委員長】 県の条例も、それから、伊賀市の条例も共通しているのは、要するに会派は政策ということを中心に置いてというのが共通した書き方なんですよね。我々がどういう規定をするかはわかりませんが、やっぱり政策のいわゆる1つのまとまりとしての会派だろうというふうな規定にはなるのかなというふうに思います。

そのときに思うのは、例えば1人よりも2人のほうがいいし、2人より3人、人数が多ければ多いほど政策をつくり上げていく議論をするにはいいですよ。だから、そういう意味で言うと、1人でおらざるを得ない、1人を選択せざるを得ないという意味やと僕は思うんですよ、1人のほうが有利やとか、得やとかいうんじゃなくして。

政策を中心に据えたときには人数がより多くていろんな意見が出てしたほうがいいのかは明らかですから、政策を中心に考えた場合にはやっぱり人数は多いほうがいいんだろうと。だけど、あえて1人にならざるを得ないという事態も起こり得るということはあると私は思うんですよ。

だから、そういうときにそういうことができるようにするというのが多分県議会のほうの条例の趣旨だろうと思うんですよ。そこをどう考えるかがポイントになるのかなと。

だから、決して1人になることによって3人、4人におるよりもメリットがあるとかいうことではなくして、基本的な考え方としてはやっぱり人数が多ければ多いほどよりよい政策が作れる、議論ができるという立場に立って、あえて1人で活動しなきゃならんという事態が起こり得る場合もあり得る。そういうときにその人をどう扱うのかというところで1人会派を認めるのか認めないのかという議論やと私は思います。だから、その辺も含めて議論をしていただいたほうがええのかなというふうに思うんですけど。

【竹井委員長】 水野委員からの質問のときは中心的なとらえ方で、私もよくわかりませんが、一人一人を平等にしようという発想なんですよね。だから、今のところ一人一人は全員、ほぼというか、ほとんど一緒になったということだと。それで、今、服部委員がおっしゃるように、それに会派というところでもうちょっとプラス要素が出ていると。だから、1人で差別化はしていないんですよ。1人は平等。そこに会派というメリットを付加しながら、発言であったり議会運営であったり、それから人事であったり、さまざま

なところへ参加できる仕掛けをこの会派制度というのはつくってきたというふうなことで、ちょうど50分ぐらいになりましたので、結論の出る議論ではありません。

前回も言いましたけど、これは、こんな議論をもとに、条例もこういう比較表もございまずし、それから、各市別の今の会派の人数割合の一覧表もお手元にお渡ししてございまずので、またわからなかったら事務局のほうへ確認をしていただいて、そういう資料も必要であればまたプリントをして会派のほうにもお渡しするようにいたしますので、会派会合の中で、どんな御意見があるのか、これは全員がある程度一致しないとなかなか難しい議論ですので、次の5月に向けてぜひ一度御議論を願いたいと思いますけど、よろしゅうございまずかね、そんな考え方で。

それがある程度見えた後、議会運営とのかかわり方というのをいま一度整理をきっちりしておきたいというふうに思います。

では、会派の議論についてはここが一番重要なポイントとなってまいりますので、ぜひ皆様のほうには、御足労をおかけしますが、会派の中でいま一度皆様の御意見をちょうだいしていただきたい。集約する必要はございまずないので、こんな意見の中でということで御議論願いたいと思います。

じゃ、10分、2時まで休憩します。

(休 憩)

【竹井委員長】 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

事項書の3番目、前回、議会基本条例の素案的なものを今回提示したいというふうにお話をさせていただきました。事務局で素案について、粗いものですがけれどもまとめさせましたので、ただいまから事務局に報告をいたさせます。

西川局長。

【西川事務局長】 それでは、検討資料の「議会基本条例の考え方」をごらんいただきたいと存じます。

この資料は、委員長のほうからお話がありましたように、前回の特別委員会におきまして議会事務局に議会基本条例の骨子案を作成するようにとの決定をいただき作成いたしましたものでございまず。

まず、1の議会基本条例の目的でございまず。

制定を目指す議会基本条例は、議会及び議員の役割、それから、議会と市民との関係、あるいは議会と市長や各行政機関との関係などについて、市民の皆さんに説明するととも

に、言論の府としての議会本来の姿及び目指すべき方向並びに議会と議員が負わなければならない責務を明らかにすることを目的といたしております。

次に、2、議会基本条例の位置づけについてでございます。

現在、地方分権改革が進展しておるわけでございますが、分権時代に適した議会のあり方と議会運営を目指すことが現在求められているところでございます。そこで、制定を目指す議会基本条例といたしましては、住民自治及び憲法が規定いたしております二元代表性を基本理念としつつ、議会が自治体における政策形成、行政監視、論点の開示などの各機能を果たすためのよりどころ、あるいは基本方針としての位置づけを考えております。また、広い視点から、議会基本条例は、現在、行政のほうで検討がされておりますまちづくり基本条例とともに、地域経営における重要なルールの一つであるとの位置づけもできるのではないかというふうに思います。

3の議会基本条例と地方自治法との関係について説明をさせていただきますと、議会運営に関しましては、地方自治法第120条に「会議規則を設けなければならない。」というふうに規定されております。それを受けまして亀山市議会会議規則が定められているところでございます。また、常任委員会等に関する規定につきましては委員会条例、議員定数につきましては亀山市議会の議員の定数に、定例会の開催につきましては招集回数に関する条例など、それぞれ別々の条例に規定が分かれているところでございます。

このように議会運営に関するルールが別々の規範に分かれているということから地域経営の重要なルールの一つとして本来再編一本化することが望まれるというところでございますが、先ほども言いましたように、地方自治法の規定から現行のルールを再編一本化することには問題があるかというふうに考えます。そこで、議会基本条例の骨子案には地方自治法に基づく任意規定といたしまして、議決事件の追加、政務調査費の交付に関する規定を設けております。それから、法律の執行に係る規定といたしましては、議会図書館、参考人及び公聴会制度、それから、議会事務局体制に関する規定などが入っております。そのほかに骨子に挙げております規定はすべて自主規定となっております。

続きまして、3、議会基本条例の骨子案について御説明を申し上げます。

検討資料は骨子案の区分ごとに検討項目と議会基本条例における記述の方向性をお示しいたしております。また、検討項目ごとに具体的な規定の例を挙げさせていただきました。そして、例として挙げさせていただきましたのは、昨年10月に実施いたしました各議員アンケートで寄せられた意見、それから、先進4自治体の議会基本条例の規定内容などを

整理いたしましたものとなっております。

なお、当市における議員定数とか議会事務局の要員など、当市の議会資源というものを勘案いたしますと、骨子案に挙げさせていただきました項目すべてを目指すということは少し無理があろうかというふうに考えております。当市の目指す方向性を考えていただきまして、骨子案に盛りました内容を取捨選択といたしますか、選択と集中を考えていかざるを得ないのではないかというふうに考えております。

それでは、具体的に説明をさせていただきます。

まず、前文でございます。

この前文につきましては、ほとんどの議会基本条例には前文が置かれております。ですので、制定を目指す条例にも前文を置きまして、基本となる考え方及び方向性、あるいは条例制定の必要性などを明らかにしてはどうかというふうに考えております。前文における基本的な考え方といたしましては、「二元代表制」あるいは「地方分権改革」、「住民自治」という言葉がキーワードであるというふうに考えますが、議員アンケートの結果から見ますと、やはり二元代表制というのが最も重要であるというふうに考えました。

次のページ、2ページをごらんいただきたいと存じます。

それで、記述の方向性といたしましては、二元代表制のもと、市長等とは緊張ある関係を構築し、両者は対等の立場において、政策の決定、行政の監視など、議会機能を十分に発揮するとの記述を行ってはどうかというふうに考えました。

次に、(2)の総則でございますが、ここでは前文の規定を具現化する理念及び方向性などを明らかにして、そして、さらに用語の定義を設けてはどうかというふうに考えます。置くべき定義といたしましては、先ほど議論がございましたのですが、「会派」、「市民」など、議会活動において必要な用語の規定を想定いたしております。

次に、(3)議会及び議員の活動原則についてでございます。

ここでは、議会及び議員の活動規範と会派について規定をします。

検討いただく項目といたしましては、議会の役割、責務、権限などの諸原則、2つ目が議員の役割、責務、権限などの活動の諸原則、3つ目が会派ということでございます。

記述の方向性といたしましては、①の議会に関する事項といたしましては、言論の府でございます議会本来の姿を実現していくための活動原則を定めるであります。具体的な規定例といたしましては、政策形成及び行政監視などに関する事項、議員間や首長等との自由な討議、それから、議会の説明責任などでございます。

次に、②の議員に関する事項の記述の方向性でございますが、議会の構成員であります議員の位置づけを明らかにし、その自覚と自己研さんを促す活動原則と責務を定めます。具体的な規定例といたしましては、市民の意向の把握と市民の負託にこたえる役割と責務、それから、議員の自己研さん、それから、政務調査費、政治倫理、最後に、市民に対する説明責任などでございます。

続きまして、③の会派に関する記述の方向性でございますが、会派の意義及び目的を明確にするでございます。具体的な規定例といたしましては、政策形成や政策決定等に関する会派間調整と合意形成、それから、議員資質の向上でございます。

次に、(4)の議会運営等の原則につきまして御説明申し上げます。

議会の審議等の活性化及び機能の強化を図るための取り組みをここで掲げます。

ここでの検討項目といたしましては、議会運営の原則、政策等に関する議員間討議、議員の調査研究及び研修、それから、質疑及び質問の4点でございます。

記述の方向性といたしましては、①の議会運営の原則におきましては、議会における審議等は議会本来の姿でございます言論の府を実現すべく活発に効率的に行う、委員会は適正な運営と柔軟な設置によりその機能が十分発揮されなければならないなどの趣旨を記述してはどうかと思います。

それから、具体的な規定例としては、地方自治法第96条第2項の規定による議決事件の追加、それから、参考人及び公聴会制度の活用、委員会の柔軟な設置や適切な運営、委員会等の公開、議長の議会運営に関する責務、附属機関、調査機関等の設置でございます。

次に、②政策等に関する議員間討議でございますが、これは、アンケートでもございましたように、追認機関から執行部と対峙すべしとの意見も出されております。重要な事項と考えております。それで、記述の方向性といたしましては、議会としての合意形成及び審議等の活性化のための議員間討議を導入するとしております。先進自治体の例といたしましては、自由討議、政策討議の設置が規定されております。

③の議員の調査研究と研修につきましては、ほとんどの議会基本条例で規定を設けておりますが、記述の方向性として議会及び議員は政策形成や政策提言機能の向上のために調査研究及び研修を積極的に行うでございます。具体的な例として、政務調査費の活用としている自治体もございます。

④の質疑及び質問に関しましては、質疑、質問における一問一答の導入と市長等への反問の機会の付与を規定する条例も多数ございます。

(5) の議会と市長の関係でございます。

ここでは、議会と市長等は双方の立場を尊重しつつ両者の緊張関係を構築し事務執行の監視、評価及び政策提言等を行うことを明らかにします。検討項目といたしましては、市長等の提案説明、行政の監視と評価及び政策形成、政策提言でございます。

①の市長等の提案説明に係る記述の方向性といたしましては、市長等が政策提案をする場合における説明資料等の提出努力を求める趣旨でございます。具体的な例といたしましては、議会審査の活性化及び効率化のため政策や予算及び決算等の説明資料の作成、それから、市長等に対する文書による質問が例としてございました。

次に、②、③の行政の監視、評価及び政策形成と政策提言につきましては、(3)とも重複いたしておりますが、すべての議会基本条例にこの規定が設けられているという事項でございます。

引き続きまして、(6)の議会と市民の関係でございますが、議員アンケートでは、すべての会議の公開、各種メディアを利用した情報の提供、議会への市民参加などの意見が出されておりました。ここでは、住民自治の視点から、情報公開、情報提供、市民参画など、市民に開かれた議会を目指すのが基本であると考えております。検討項目といたしましては、市民の議会への参画、委員会等の公開、公聴広報機能の充実の3点でございます。

①の市民の議会への参画に係る記述の方向性といたしまして、市民と議会が意見交換する場の設置とさせていただきます。具体的な例といたしましては、自由に意見交換する一般会議の設置、議会による議会報告会の開催、それから、請願、陳情を政策提言との位置づけ、さらには、請願・陳情者の意見を聞く場を設ける。これにつきましては、現行の参考人及び公聴会制度の活用がうたわれているところがございます。

続きまして、②の委員会等の公開につきましては、記述の方向性といたしましては、開かれた議会運営のため、委員会等の公開であります。具体的な例といたしましては、委員会等すべての公的会議の公開、議会図書館の市民利用、議会活動に関する資料の公開などがございます。

次に、③の広報公聴機能の充実に係る記述の方向性といたしましては、議会は市民の意向の把握とあらゆる媒体等を利用して情報の提供に努めるでございます。

(7)の議会改革及び体制整備につきましては、地方分権の時代にふさわしい議会のあり方等について調査研究と議会改革の推進、そして、議会事務局の調査、法務能力の充実でございます。検討項目といたしましては、継続的な議会改革の推進、それから、議会事

事務局の体制整備の2点でございます。

①の継続的な議会改革の推進における記述の方向性といたしましては、今後とも地方分権の時代にふさわしい議会のあり方等について調査研究を推進し、あるべき議会のあり方を模索するでございます。具体的な例といたしましては、継続的な議会改革に取り組む議会改革推進会議の設置、他の自治体議会との交流がでございます。

②の議会事務局の体制整備に係る記述の方向性ですが、議会の政策形成機能向上のため、議会事務局の充実を目指すでございます。具体的な例といたしましては、議会事務局の調査・法制能力の充実でございます。

最後に、(8)の補則におきましては、議会基本条例は、先ほども言いましたように、まちづくり基本条例とともに重要な地域経営のルールの一つでございます。また、他の条例よりもより普遍性があると考えられますことから条例の持つ最高規範性をどのようにするかということでございます。記述の方向性といたしましては、一般論といたしまして条例に上下関係はございません。しかし、他の条例を制定する場合には本条例との整合を図ることを求めていますと考えております。

以上で、議会基本条例の骨子案等の説明を終わらせていただきます。

【竹井委員長】 ただいま、議会基本条例の考え方、骨子案の説明を事務局よりいただきました。

これまで多くの先進自治体の例、それから、これまでの皆様方からの御意見、そしてまた、アンケートも実施をさせていただきました。それをいろいろ要約しながら事務局のほうでとりあえずこういうものが要るのではないかとここを網羅させていただきました。これに基づいて一個一個条例の文章をつくる作業とともに、その条例の背景となる考え方を一つ一つ整理する必要があるというふうに考えております。それで、先ほど会派の件も随分しつこくやらせていただきました。基本的な条例の文面に対しての説明というものを全部持っていないと、市民の方から聞かれたときに書いてあるとおりだとはいかないので、そういう部分も今後皆さんのいろんな御意見をちょうだいして整理をしていこうというふうに考えております。

ただ、今回骨子案でこの内容の議論を今回行いませんので、こういうものが要るのではないだろうかという考え方ですので、この中からまた各委員の方の御意見をちょうだいして、いや、ここはもっと補強すべき、これはまだ必要じゃないんじゃないか、そんな議論も起こるといふふうに考えておりますので、基本的にこのような考え方が現段階ではある

んだというふうな確認をお願いいたしたいと思います。

今聞いておりましたも大体ほとんど網羅されていますので、ここから亀山市議会としてのポイントをどこに置いてつくっていくのかと。この前の県議会フォーラムでもどなたか同様なことをおっしゃった、どこかにポイントをきっちり置いてつけないとすぐにできるよというふうな話をしていましたけど、どこにポイントを置くのかという議論もこれから皆さんの中から御意見をちょうだいしなければならないというふうに考えております。

今、事務局から説明をいたさせましたが、何か確認をしておきたい点とか、ちょっとここはよくわからない点とか、ありましたら御発言をお願いしたいと思いますが。

きょうお渡しして説明ですのでわかりづらいかと。よろしいですかね。こんな考え方を基本にするということでもまず御確認のほうをお願いいたしたいと。

前田耕一委員、どうぞ。

【前田（耕）委員】 大体わかったんですけども、二元代表制について、基本理念としているんですけども、これははっきりどこかへ明記する方向でいかれるのか、それは表へは出さずに全体の中でその辺のところをうたっていくのか、その辺のところは、何か考え方はどうですか。

【竹井委員長】 今、前田委員から二元代表制のお話がありました。

基本的にこれまでの皆様の御意見をずっとちょうだいしても二元代表制というスタンスだろうというふうに私としては理解をしております、これはきっちり明記をして。櫻井市長もさまざまな3月議会の答弁でも二元代表制を標榜するというふうにおっしゃっていただきましたので、この際、委員会としては二元代表制をきっちり明記した上で条例についてはつくっていききたいというふうに考えています。二元代表制に対して、ここでもし御意見があればお伺いしておきたいですが、特に明記するということが、これが前提にないと議会基本条例自体があいまいなものになる可能性もありますので、委員会としては二元代表制を軸に議会の役割というものを明確にしていきたいと考えております。

よろしゅうございますか。ここが一番基本的なところですので、そういう皆様の御意見も多かったというふうに判断をして。ここが理念であり目的でありと、一番重要なところになりますので、御確認のほうはそういうスタンスでとりあえず進めていくというふうなことでお願いします。

それと、もう一点、事務局とこの前整理をしまして、以前に先進自治体の基本条例と亀山市の条例規則との関連表というのをつくらせました。これだと少しまだわかりづらいの

で、もう一度、今回お渡しした骨子に基づいて、今、こういうものは規定や条例にあるよ、関連する部分で。会議規則だとか情報公開だとか、いろいろ言葉が出てきましたけれども、それに関して、今あるもの、こういうもので今は一応担保しているよというものがあれば、いま一度これに表をつくらせますので、骨子に関して。前文は当然ありませんけど、議会及び議員の活動原則とかというところで、会派はありますね、今、3名以上とするだとか、そういうのがありますし、それから、政治倫理も、今、規定もありますし、それから、会議運営も会議規則があつたりとか、さまざまなものが、全くこれはゼロではありませんので、これに関しては、そういうものを少し付加させて、もう少し皆様のほうに、現状とこの条例との関係、全くないものはゼロから議論せないかんということになってきますので、その資料についてはこれから作成をさせようと思っておりますので、また次の会議までには作成して皆様のお手元に届くようにさせていただきますので、少しそれについても御確認をお願いしたいというふうに思います。

ですから、空白のやつは全くないと、今。だから、これは議論してもらおうと。ある程度埋まるものはそれを今後どうするんだという議論をお願いをする。現状でいくのか、もうちょっと改善をするのかと。少しそのような資料もくっつけて、いま一度この考え方と現行との整理をさせていただきますので、早急にこれは事務局につくらせて会議前までには間違いなく届けさせますので、またぜひそれも御一読をお願いしたいというふうに思います。

骨子ですので、よろしいですかね。このとおりにやるということじゃありませんので、こういうものを骨子としてこれから議論を重ねていくということになりますので。

また、会派の中でも、これは幅広い内容になっておりますので、一度またお話をさせていただければありがたいなというふうに考えます。

よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 では、追加資料としてできるだけ早く作成の上、お手元へ配付をさせますので、またそれとあわせて御一読願って、少し頭のほうの整理もお願いいたしたいというふうに思います。

一応用意いたしました案件については終了いたしましたので、その他の項に入らせていただきます。

次の開催日程でございます。大体月1回というふうになっておりますので、5月の連

休もありますので、事務局のほうの整理も要りますので、月中ぐらい、土日を挟んで14から19ぐらいの範囲の中でどうか。全員協議会か何かは21日らしいんですけど、午後、公営企業の研修会か何かその日はあるということで全協の日が使えませんので、だから、14から19ぐらいの間でやらせてもらおうかなというふうに考えております。また事務局から皆様の日程の確認をさせていただきますので、少し御予定のほうをあけていただければありがたい。もう事前にわかっていらっしゃる方は事務局のほうにこの日がだめだというふうにお伝え願えれば、14から土日を挟んで19ぐらいでお願いをいたしたいと思います。その段階までには先ほどの資料もお渡しをしておきます。

それと、あわせまして、お忙しい中ですが、先ほどの会派の御議論も、まとめてくれるということじゃございませんので、どんな御意見があるのか、少し会派の中でも御議論を願って、こんな意見があったというふうにもたお聞かせ願えれば非常にありがたいというふうに思います。

よろしゅうございますか、日程に関しては。

宮村委員、どうぞ。

【宮村委員】 会派に属さないという表現でずっときていましたけど、その人たちの意見はまた、委員長、聞いていただけますか。1人だけの人がおりますやろう。会派を組んでいる人ばかりは、それは会派内でできるけど。

孝規君、ちょうどあなたは部屋が一緒や。ちょっと聞いておいて。そういうのを生かすことも大事や。

【竹井委員長】 宮村委員からいい御意見をちょうだいしました。

副委員長が属しておりますので、副委員長にお願いをして会派に属さない方の御意見も集約をしていただこうというふうに。それでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 どうも貴重な意見をありがとうございました。

それでは、次回の日程とともにもう一点、そろそろ骨子も少し見えてきたと。それから、条例案というんですか、条例文的なものも事務局に取りかかりをさせようかなというふうに考えております。ただ、あくまでもこれは議論にかかわらず、こういう文書、文面があるぞというふうな粗いものをつくらせて、その中から表現方法とか考え方の整理をしていこうかなと。そうしないと、形がないとなかなか議論が進まないものですから、それについても5月までに間に合えばつくらせてもらいますしというか、つくらせるように努力

をさせて、形としてどんなものに見えるのかと。それと、先ほど言いました現状でこういうものが既にあるよというものと比べながら、全くないところでどの順番か整理をする、それから、特にどの部分を議論しようかというのもまた皆さんのほうでお考え願えれば非常にありがたいというふうに考えております。

この前の県のほうの話でも、聞いておりますとやはり、議員間の討論というか、議員間討議の話であったり、それから、行政サイドからの説明責任、資料の提出等における説明責任のあり方、中身がよくわからない、もっと詳細なものを出せとか、それから、議会側における政策提言だったり、それから、一番これが議論になると思いますけど、議会と市民との関係がどうあるべきだとか、議会の情報開示については相当進んでおりますので、そう遜色ないところには行っておるとは思いますけれども、あとの議員間討議であったり行政サイドからの説明責任といいますか、そういうあり方、それから、住民サイドと議会との関係をどうしていく、特にこういうところはこの前の県議会のフォーラムでも少しパネラーの方たちも述べておられたところがございますので、また皆さんのほうでもどんなところに主眼を置いて議論を深めていこうかというふうなこともお考え願えれば非常にありがたいと。

事務局の機能充実とか、そういうこともあの場面では議論されておりましたけれども、それも含めてそれぞれの委員の皆様でこういうところの論点を中心にやったらどうだというようなこともあれば。特にそこが空白ですと、少し議論を重ねていかないとなかなか埋まってまいりませんので、その辺につきましても5月にまた各皆様の御意見をちょうだいいたしたいというふうに考えております。ですから、何点かポイントを皆様それぞれお持ちであればその御意見もちょうだいをいたしたいというふうに考えております。

それと、最後にもう一点、これは委員長私案でまことに申しわけないんですけど、ようやく1年たちましていよいよ条例の中身に入っていこうかというふうな段階になったのでもう少し会議の回数をふやしたいという思いもあるんですが、なかなか事務局との調整もあって、資料のない会議をするわけにもいかないというふうな思いもあります。それで、委員の方にはまことにおしかりを受けるかもしれませんが、事務調整のできる小委員会的なものを逆にやらせてほしいと。要するに各会派から皆さんは選出されておりますので、私としては、各会派でだれか1名を出していただいて、少し、前段の議論であったり後段の議論であったり、もっと小ぢんまりとした人数で意思のすり合わせをさせてもらいたいと。

全員じゃだめなのかというふうな御意見があるかと思いますが、どうしても最後は会派との調整になってまいりますので、会派間の意見の調整が非常に重要なことになってまいりますので、私としては、申しわけないんですが、会派代表者、3会派ありますので3名、それから正副委員長5名で小委員会的に少しケースによっては議論させていただきたいというふうな御提案をさせていただきたいんですけども、何とかお認めを願いたいんですけども、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 前段、また、終わった後、必要な項目があれば少し詰めながら、また、名前も考えさせてもらいますので、理事会とか幹事会とか、そんな形でやらせていただいて、また、その報告を各代表の方から会派に持ち帰っていただいて次の会議までには交通整理をするなりちょっとエンジンをかけていこうかなというふうに考えております。快く賛同していただきましたので、また各会派のほうでどなたか代表の方をつくっていただいて議論が進むように討論いたしたいというふうに考えてます。

ちょっときょうは時間が早くて申しわけありませんが、その他の項、何かございましたら御意見。

水野委員、どうぞ。

【水野委員】 小委員会をつくるということには賛成なんですけど、この基本条例をつくるということは結構議員としても、制約というか、あるいは義務を負わされるということ、もちろんそうじゃないといかんと思う。例えばここに出ておるように参考人とか公聴会を開くとか、それをやらないかんということではないけれども、そういうようなものが、今、情報公開の話が、これはかなり進んでおりますけれども、それから、政策、評価の問題とか、あるいは一般会議とか、あるいは政策会議をどうするかとか、それは具体的にそういうふうになってくるので、多分私も会派から出ることになると思うので、そこら辺は、やっぱり委員さんがこんなえらいことを決めたらあかんやないかと言われたら困るので、ある程度前向きに、やっぱり高い目標で行くというものが確認されていないと、せっかく出したものを、こんな、ちょっとぐあい悪いよと言われるようなことではいかんので、そこら辺は確認しておいてもらいたいと思いますね。そうしないと、基本条例をつくる意味もないし、あるいはまた常に前向きで上を向いてというのが条例の基本だと思うので、そんなつもりはなかったと言われたらぐあいが悪いのでちょっと確認しておいてもらいたいと思うんです。

【竹井委員長】 先進のところもこの前も見ましたが、いろいろでしたが、前向きに一生懸命やっておられる気持ちは随分伝わってきました。たしか最初の人に私も言いましたが、パーフェクトを求めるのではなくて、まずきっちりスタートをしていく、それから、議会改革の、揺るぎないというんですか、ずっと継続した議会改革を進めていくと、私はここが一番重要だろうというふうに考えております。

十何年議員をしておりますけど、つくったものをどうやって変えるというのはこれまで議論をしたことがあんまりないんですよ。これからは自分たちの意思でもって自分たちの議会運営が変えれると、そんなスタートに達したのではないかなと。先輩がつくったいいものもありますけれども、みんなが議論をして今の時代に合った議会に変えていくんだと、その一番基礎となるのはこの議会基本条例というふうに私は考えておりますので、私の議員経験でもこれだけ会派の議論もまじめにやったこともあんまり記憶がないですし、今までですと代表者会議で3名やないかって言えばそれで全協でも終わってしまったと。これだけ熱心にいろんな議論をしていただいたのは私は初めてのような気がします。

そういう意味で、今、水野委員がおっしゃいましたように、少しでも、一歩でも前に出て、市民に評価される議員であり議会でありたいというのが多分全員の共通した願いでありますので、またこれから、じゃ、チャレンジしてみようかというふうな議員たちもぜひ亀山市に多く出るように我々が先駆けとなって一生懸命頑張りたいと考え、私も一生懸命やらさせていただきます。また、各委員の皆様方も、会派の皆様にも、決して制約があるんじゃないなくて、我々の明るい未来のために頑張るんだということでまた御理解のほうもお願いをしたいというふうに思います。

きょう30分ぐらい早くなりましたけれども、会派の議論は私のほうで中断もさせてもらいました。またこれは会派に持ち帰っていただきましていろいろ議論をお願いしたいと思いますし、5月にまた少し骨子的なものの議論の一部入らせていただきますので、皆様方のポイントだけまた整理を願ってお願いしたいというふうに考えます。

少しきょうは進め方がうまくいきませんでしたけれども、私自身も少し暗礁に乗り上げていまして悩んでおりますけれども、次は少し文章も出てまいりますので、また皆さん方の積極的な御発言をお願いいたしまして、少し早いですがけれども第11回目のあり方委員会を閉じさせていただきます。

きょうはありがとうございました。

— 了 —